

令和6年度・第18回農業委員会総会議事録

開催日 令和6年9月26日（木） 13:00～16:00

開催場所 S S プラザ川内 301～303 会議室

出席委員（17名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（2名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（16名）

議席 番号	委員名	議席 番号	委員名	議席 番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（5名）

事務局出席者 平局長・西代理・梶原主幹・長沼G員・田上G員・中城G員・
富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____ ⑩

議事録署名者 _____ 15番 ⑩

_____ 16番 ⑩

議事録作成者 _____ 局長代理 ⑩

令和6年度 第18回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報 告

報告第56号 非農地証明発行の専決処分について

6 議 事

議案第188号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）

議案第189号 農地法第5条許可指令書の取消し願いの承認について（知事処分）

議案第190号 農地転用事業計画変更申請（承認なし）の承認について

議案第191号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第192号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第193号 非農地証明願承認について

議案第194号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第195号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第196号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について

議案第197号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について

議案第198号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

議案第199号 令和6年度鹿児島県農業員会大会申し合わせ決議（案）について

7 その他

- (1) 10月総会の日程について
- (2) 農業者等と農業委員会との意見交換会について
- (3) その他

【開始 13：00】

西 代理 初めに、会長にごあいさつをお願いいたします

会 長 皆さんお疲れさまです。

お忙しい中、第18回の総会に御出席くださいます、本当にありがとうございます。

まだまだちょっと二、三日前は朝・晩が冷えたのですがまた今日は本当に、暑い日が続いておりますが、皆さんまだ今から農作業に従事している方、熱中症等十分に気をつけて農作業に従事していただきたいと思います。

そしてまた私事ですが9月5日に、常設委員会があったのですが、台風明けの工事の関係で屋根に上がって、下のほうに落ちてしましまして常設委員会に行けなくなって本当に申し訳ございませんでした。皆さんも作業や上に上がるときは十分気をつけて上がってください。

命に係わることになりますので、よろしくお願いいたします。そして、後ほど話があると思いますが、9月11日・12日に鹿児島県の女性農業委員の総会・研修がSSプラザでございまして、盛大に行われることができましたことを本当にうれしく思っているところです。

来年は鹿児島市であります、その次がまた地方に帰るということで、どこになるか分かりませんが、また女性農業委員の方はよろしくお願いいたします。

まだまだこれからも暑い日が続きますので、農作業には十分気をつけて、従事していただきます。

今日は本当にお疲れさまです。

議 長 ただ今から、第18回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数19名、現在員数19名、出席委員17名、欠席委員は2名で、8番：中島弘和委員 13番：永留智史委員であり、欠席届が提出されております。

なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は16名です。

欠席委員は5名で、26番：大田実角委員 29番：中川大樹委員 32番：竹田栄次委員 37番：豊田孝之委員 38番：古川梓委員であり、欠席届が提出されております。

以上で報告を終わります。

議長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

西 代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の1ページをご覧ください。

8月27日に令和6年度鹿児島県農業委員会大会が予定されておりましたが、台風10号の本市上陸のため、中止となっております。

9月6日に常設審議委員会がマリnpレスかごしまで開催され、事務局職員が出席しております。

9日・10日が定例の現地調査です。

11日と12日に鹿児島県農業委員会女性委員の会総会・研修会が本市のSSプラザせんだい、翌日は株式会社バイオアース、朝陽ワイナリーで視察研修を実施しております。

別府会長、小園会長代理、薬師寺委員、新屋委員、早崎委員、事務局職員が出席されております。

なお、8月27日に中止となっていた鹿児島県農業委員会大会での表彰者であります「いちき串木野市の木場会長、薩摩川内市の薬師寺委員」が、11日の鹿児島県農業委員会女性委員の会総会・研修会の開始前SSプラザせんだいの多目的ホールにおきまして、鹿児島県農業会議からそれぞれ受賞されております。

誠にありがとうございます。今一度盛大な拍手をお願いいたします。

次に、13日に第17回運営委員会を本庁舎の502会議室において開催しております。

そして、本日第18回農業委員会総会がSSプラザ川内で開催となっております。

以上、説明を終わります。

議長 次に、薬師寺委員から11・12日の鹿児島県農業委員会女性委員の会総会・研修会について、ご報告をお願いいたします。

薬師寺委員

3 番 薬師寺が報告いたします。

去る 9 月 11 日 12 日、薩摩川内市 S S プラザせんだいで、鹿児島県女性農業委員会女性委員の会が令和 6 年度総会と研修会が開催されました。

今年は薩摩川内市が当番となり、事務局・委員の皆様の御協力をもらい無事終えることができました。

台風の影響などで 141 名中 75 名の出席でしたが、総会・研修と有意義なものでした。

今年は役員改選で携帯を使った、選挙ってということで、自薦・他薦問わずの立候補制でしたが、新屋委員の議長進行で、会長はいちき串木野市 木場由美子さん、副会長は、南九州市 長山明美さんに 3 年間お願いすることになりました。

研修先の株式会社バイオアース・朝暘ワイナリーの皆様にも私たちのために時間をとっていただき、県内の委員さんからも、良い研修が出来たと好評でした。化粧品やワイン等しっかり御買物もされていました。

薩摩川内市を少しでも P R できてよかったと思っています。

事務局・委員の皆さまもありがとうございました。

私事ですが、総会前に 8 月 27 日、東京委員会大会が休止になりましたが、鹿児島県農業会議会長表彰式を行っていただきありがとうございました。

以上です。

議 長

主要事務処理経過報告がございましたが、何か御質疑ございませんか。

委 員

(なしの声あり)

議 長

「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委 員

(はいの声あり)

議 長

ご異議ございませんので、

15 番：西 裕一郎（にし ゆういちろう）委員

16 番：小園 光男（こぞの みつお）委員をお願いいたします。

それでは、さっそく、会次第 5 の報告に入らせていただきます

す。

初めに、報告第 5 6 号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

西代理 報告第 5 6 号を説明いたします。資料は 2 ページから 3 ページをご覧ください。

今月の証明発行願いは、受理番号 6 2 番から 6 9 番までの 8 件で、登記地目 田 1 0 筆 7,272 m²、畑 1 筆 1,393 m²、合計 1 1 筆 8,665 m²の証明発行願が提出されました。

非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

何れも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準 5 の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 5 6 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局より報告第 5 6 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 質疑がありませんので、報告第 5 6 号を終わります。

それでは会次第 6 の議事に入ります。

議案第 1 8 8 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 1 8 8 号を説明いたします。資料は 4 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号 2 番の 1 件で、登記地目 畑 1 筆 5 8 9 m² の申請がありました。

野菜のカット加工場としての転用目的です。7 6 2 番 1 雑種地 1 2 9 . 1 8 m²と一体利用で総面積 7 1 8 . 9 0 m²となります。

以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 188 号に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。

ここで、申請地を事前に現地調査を行っておりますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員

11 番、乙須が 2 番を報告します。

9 月 10 日、濱田推進委員と事務局 梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 1 ページ、調査表 1 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。加工場及び駐車場の目的での申請です。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

議 長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 188 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。議案第 188 号については、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第 189 号「農地法第 5 条許可指令書の取消し願いの承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第 189 号を説明いたします。資料は 5 ページをご覧ください。

今月の申請は、受理番号 1 番の 1 件で、登記地目 田 1 筆 8 9

0 m²の農地法第5条許可指令書の取消し願いがありました。

令和6年5月27日開催 第14回総会で意見決定し、令和6年7月25日付け 指令農振第1005-155号で転用目的建売住宅3棟で許可を受けましたが、許可後、譲渡人と譲受人で正式な売買契約をする際に譲渡人から売買に応じられないとの結果となり、本申請がなされたものです。

以上で議案第189号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。
議案第189号については、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 　賛成全員であります。議案第189号については、原案のとおり承認されましたので、農地法第5条許可指令書の取消しすることで鹿児島県知事に進達いたします。
次に、議案第190号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の意見決定について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　議案第190号を説明いたします。資料は6ページをご覧ください。今月は、受理番号2番の1件の事業計画変更申請がありました。

内容といたしましては、2番は、令和5年3月15日付指令農振第1005-659号で「建売住宅7区画」で農地法第5条転用売許可を受けていましたが、許可後、「建売住宅6区画」に事業を変更し、工事を完了しており、許可権者から速やかに本事業計画変更を提出するよう指導を文書で受けていた案件となります。

なお、許可後、合筆・分筆をしておりますが、当初の面積から変更されているものではありません。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第190号に係る説明を終わります。

議 長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の
現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

乙須委員 　　1 1 番、乙須が 2 番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図 2 ページ、調査表 2 ページをご覧ください。
事務局からの説明のとおり、建売住宅 7 棟を建売住宅 6 棟へ農
地転用に事業計画変更をするもので、土地については、当初から
変更はなく、建売住宅の棟数のみの変更となります。
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、
現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、事業
計画の承認できるものと判断しました。
以上です。

議 長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 　　ないようですので、採決いたします。
議案第 1 9 0 号については、原案のとおり許可相当と意見決定
することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 　　賛成全員であります。議案第 1 9 0 号は、原案のとおり承認さ
れましたので、許可意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達す
ることに決定いたします。
次に、議案第 1 9 1 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所
有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　　議案第 1 9 1 号を説明いたします。資料は 7 ページから 8 ペ
ージをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につ
きましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 47 番から 51 番までの 5 件で、登記地目 田 1 筆 425 m²、畑 6 筆 2,340 m²、合計 7 筆 2,765 m²の申請がありました。内容を説明いたします。

受理番号 47 番、48 番、50 番は、一般住宅の目的で申請されています。

50 番については、一般住宅 500 m²を超過しているため、地積超過理由書が添付されておりますが、申請地に面する道路が狭いため、建築後退をする必要があり、備考欄に記載のとおり、転用面積 549 m²から建築後退面積 50.40 m²を差し引くと一般住宅の有効面積は、498.60 m²となります。

49 番は、設置型の太陽光発電施設の目的での申請です。

51 番は、歯科の診療所及び駐車場の目的で申請され、1292 番 2 宅地 237.07 m²と一体利用で総面積 634.07 m²となります。

以上 5 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 191 号の説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 10 番、木下が 47 番を報告します。

9 月 10 日、福壽推進委員と事務局 中城・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 3 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

一般住宅の目的での申請です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

以上です。

乙須委員 11 番、乙須が 48 番から 51 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

48 番は、位置図 4 ページ、調査表 4 ページをご覧ください。

全 委 員

(挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 1 9 2 号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第 1 9 3 号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 1 9 3 号を説明いたします。資料は 1 0 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、2 4 番から 2 7 番の 4 件で、登記地目 田 1 筆 1 , 0 5 3 m² 畑 3 筆 1 , 4 2 5 m²、合計 4 筆 2 , 4 7 8 m²の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、備考欄の記載の年から耕作しておらず、原野化しています。

従って、非農地証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第 1 9 3 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 1 0 番、木下が 2 4 番から 2 6 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、2 4 番ですが、位置図 9 ページ、調査表 9 ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成元年頃から耕作しておらず、原野化していました。

次に、2 5 番ですが、位置図 1 0 ページ、調査表 1 0 ページをご覧ください。

申請地の現況は、平成 2 6 年頃から耕作しておらず、原野化していました。

続いて、2 6 番ですが、位置図 1 1 ページ、調査表 1 1 ページ

をご覧ください。

申請地の現況は、平成 12 年頃から耕作しておらず、原野化していました。

いずれも本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

小園委員

16 番 小園が、27 番を報告いたします。

去る 9 月 9 日 古川推進委員と西職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図、12 ページ、調査表の 11 ページを御覧ください。

申請地の現況は、原野化しておりました。昭和 49 年頃から何も耕作してなかったということで原野化しております。

本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、採決いたします。

議案第 193 号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長

賛成全員であります。議案第 193 号は原案どおり決定されました。

次は、議案第 194 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第 194 号を説明いたします。資料は 11 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 46 番から 49 番の 4 件で、田 1 筆 602 m²、畑 4 筆 1,987 m²、合計 5 筆 2,589 m²の申請があ

りました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第194号に係る説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員

10番、木下が46・47番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、46番ですが、位置図13ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、田で保全管理されていました。

権利取得後は、水稻を栽培予定です。

次に、47番ですが、位置図14ページ、調査表14ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。

権利取得後は、野菜等を栽培予定です。

いずれも、規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

乙須委員

11番、乙須が48番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図15ページ、調査表15ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で一部耕作されていました。

権利取得後は、甘藷等を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

小園委員

はい、１６番 小園が４９番を報告します。

調査日、調査員は先ほどと同じです。

位置図１６ページ、調査票１６ページを御覧ください。

申請の現状は畑で管理がされておりました。

権利取得後は、野菜を栽培予定です。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。

以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 194 号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第 194 号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第 195 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第１９５号を説明いたします。資料は１２ページから１４ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 50 番から 56 番の 7 件で、登記地目
 田 11 筆 8, 338 m² 畑 7 筆 2, 050 m² 合計 18 筆
 10, 388 m²の申請がありました。

申請理由といたしましては、知人間・親族間等の贈与によるものです。

なお、５０番５３番は、一部が荒廃農地のため、５年継続の耕作する旨の誓約書が添付されております。また、５１番と５４番は、新規営農のため、新規営農計画書が添付されております。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第195号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木下委員 10番木下が50番と51番を報告いたします。

調査日調査員は先ほどのとおりです。

まず、50番ですが、位置図17ページ、調査票17ページを御覧ください。

申請地の現況は552番1と565番に関しては、保全管理されておりました。

555番については先ほど、お話がありましたとおり保全管理されていませんでした。。

農地法3条許可の申請書類として遊休農地を取得する課題の追加資料として、今後、農地権利取得から5年間は5年以上継続して耕作する制約というものを出すということになっております。

農業委員会の会長あてに様式2号において徹底しなさいということです。

権利取得後は、野菜等の栽培を予定されております。

次に51番ですが、位置図18ページ、調査表18ページを御覧ください。

申請地の現況は田・畑で保全管理されていまして。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。

権利取得後は、水稻野菜等を栽培予定です。

いずれも規模拡大及び新規営農のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び地域との調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

木場委員 7番 木場が52番を報告します。

9月9日に鬼塚推進委員と事務局、梶原・長沼職員と現地調査を実施しましたので報告します。

位置図 19 ページ 調査表 19 ページを御覧ください。
申請地の現況は田・畑で耕作されておりませんでした。
権利取得は、水稻・野菜等を栽培する予定です。
規模拡大のための権利取得で経営意欲も高く、全部効率要件及び
地域調和要件共に問題はなく、申請が許可相当と考えます。
以上です。

梶原委員

18 番、梶原です。
53 番 54 番について報告します。
9 月 9 日、豊田推進員と事務局、中条・松下職員と現地調査を
しました。
まず 53 番については、位置図 20 ページ、調査表 20 ページ
を御覧ください。
現況は、笹藪が繁茂した休耕地でした。
今後、山の伐採と工事をして田として耕作していくということ
でした。
なお、5 年以上耕作する旨の誓約書が添付されております。
続きまして 54 番については、位置図 21 ページ、22 ページ、
調査表 21 ページを御覧ください。
現況は全て耕作管理されておりました。
今回は親から子への贈与ということで受人の営農計画書も添
付されております。
以上のことから、53 番、54 番については、全部効率要件な
らびに地域調和要件ともに問題なく、申請は妥当だと考えます。
以上です。

牧田委員

5 番牧田が 55 番を報告いたします。
9 月 9 日早崎推進委員と、事務局 中城・松下両職員と現地調
査を実施いたしました。
位置図は 23 ページ、調査表は 22 ページを御覧ください。
申請者の現況は田で水稻耕作されておりました。
権利取得後も、水稻を栽培される予定です。
規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要
件及び地域調和要件共に問題はなく、申請は許可相当と考えま
す。以上です。

磯道委員

17 番 磯道が 56 番を報告いたします。
9 月 9 日、廣庭推進委員と事務局井上職員と現地調査を行
いましたので報告いたします。

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第 196 号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。
議案第 196 号につきまして、原案のとおり意見決定いたします。
議案第 196 号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。
次は、議案第 197 号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 197 号を説明いたします。資料は 17 ページから 18 ページをご覧ください。
今月の申請は、田 1, 884 m²の申請がありました。
認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がありましたが、地域計画を計画するまでは、改正前の農業経営基盤強化促進法第 21 条第 1 項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記することができます。
申請内容を農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。 以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第 197 号につきまして、原案のとおり意見決定すること

に賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 197 号は、原案のとおり意見決定されました。

次は、議案第 198 号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条に「議事参与の制限」に関する議案は、受理番号 188 番、190 番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 198 号を説明いたします。資料は 19 ページから 37 ページをご覧ください。

今月の申請は、田 28, 280 m²、畑 180, 115 m²、合計 208, 395 m²の申請がありました。

中間管理権設定 80 件中、認定農業者等に係る分は 71 件です。議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号 189 番、191 番から 268 番については、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 198 号受理番号 189 番、191 番から 268 番につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 198 号受理番号 188 番、190 番を除く、受理番号 189 番から 191 番から 268 番につきまして、原案のとおり意見決定されました。

次に、議案第 198 号受理番号 188 番、190 番に係る議事参与案件について審議に入ります。

小城委員は農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」を受けますので、退席をお願いします。

小城委員 (退席・退室)

議 長 議案第 198 号受理番号 188 番、190 番につきまして、事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」を受け、議案第 198 号受理番号 188 番、190 番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の小城委員が役員を務める法人ですので、内容説明いたします。資料は 20 ページをご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第 198 号受理番号 188 番、190 番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第198号受理番号188番、190番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。

小城委員の入室をお願いします。

小城委員 (入室・着席)

議長 それでは、議案第198号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次に、議案199号「令和6年度鹿児島県農業委員会大会申し合わせ決議（案）」について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

梶原主幹 令和6年8月27日開催予定の令和6年度鹿児島県農業委員会大会で決議する予定の大会申し合わせ決議が、台風10号の接近による天候不良で大会が中止となったため、その代替として、各農業委員会の総会で採択を求めるものです。

大会申し合わせ決議（案）の内容は、資料の39ページから41ページをご覧ください。

大会申し合わせ決議（案）次の6つの項目を掲げています。

- 1 委員の日常的な活動を農地利用の最適化に繋げよう
- 2 地域計画の策定・実現に向けた取り組みを強化しよう
- 3 農業者の声、地域の声「意見の提出」を取りまとめよう
- 4 農業者の役に立つ情報提供活動を一層強化しよう
- 5 年間を通じた日常的な農業者年金の加入推進活動を展開しよう
- 6 農業委員会の体制強化に努めよう

農業委員会組織として、食料生産基盤である農地を守り、活かすため、その実現に向け取り組むための申し合わせ決議となります。以上で説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

木下委員 今この決議案は、全国大会の分から割愛をしてギュッと取りまとめた申し合せ事項ということで考えていいですね。

梶原主幹 全国ではなくて鹿児島県の農業委員会大会として、申し合せ決議としてこれを取り組んでいきたいと思いますということです。

木下委員 だから宮崎とか熊本とか佐賀とかあればそれぞれこの項目について多少は異なる文面になってくるということですか。

梶原主幹 可能性はあります。

木下委員 はい、分かりました。

議 長 他にご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。
議案第199号については、原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第199号については原案のとおり採択することといたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

次は、会次第7のその他に入ります。

(1) 10月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

西 代理 10月行事予定(案)について説明いたします。お手元に配付しております行事予定(案)をご覧ください。

まず、現地調査ですが、9日(水)が本土川内地域、10日(木)が本土4支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕地域におかれましても、同様に調整をお願いします。

なお、川内地域については、申請が多い場合は3班体制で、本庁・支所のいずれも午前中までは終了の形をとります。

川内地域は、午前8時30分までに農業委員会事務局横の50

2 会議室にご集合ください。

次に、支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の 10 月総会は 10 月 28 日（月）午後 1 時から、SS プラザ川内の 3 階第 1 から第 3 会議室を予定しています。

また、裏面は 10 月から 12 月の行事予定を記載してあります。特別な主要行事のみ申し上げます。

11 月 20 日から 21 日かけまして、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が行われ、女性委員の方々 3 名、事務局梶原主幹が出席予定です。

11 月 22 日農業者等との意見交換会が本庁舎 603・604 会議室で開催予定です。

意見交換会の内容については、次の議題で詳しく説明いたします。

それ以外の行事につきましては、後ほどご確認いただき、今後の予定等にお役立てください。

以上で説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 （なしの声あり）

議長 次に、農業者等と農業委員会との意見交換会についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

西 代理 農業者等と農業委員会等について、ご説明いたします。
本日配布の資料 1 をご覧ください。
初めに、1 主旨ですが、平成 28 年度より農業委員会等に関する法律第 38 条「関係行政機関等に対する農業委員会の意見提出」が定められております。
このため、農業関係者を対象として、毎年 1 回以上農業者関係者を対象として、意見に資する目的で意見交換会を開くこととされています。
開催日時は、令和 6 年 11 月 22 日金曜日、午後 1 時 30 分から 2 時間程度を予定しております。
開催場所として、市役所本庁舎 603・604 会議室です。

今回の農業者等の参集範囲は本市の認定新規就農者を対象といたしました。

参集根拠ですが、これから担い手となる認定新規就農者の方々の意見等を聴きまして、農業の課題や改善できる方策等を洗い出し、新規就農者の確保・育成を図ることを目的としております。

将来の農業の発展に係る農業施策等について検討し、今年度の薩摩川内市長への意見書として提出いたします。

今回は、これからの薩摩川内市の農業を担う若手農業者のざっくばらんの意見や現在どのような課題・問題等に抱えているかを把握し、今後の本市農業政策の振興に資するため、認定新規就農者の方々との意見交換会を立案いたしました。

農業委員会からの出席者は、会長、会長代理を含む運営委員、そして、若手の新規認定就農者のため、50歳未満の農業委員・最適化推進の永留委員、中川委員、豊田委員、早崎委員にもご出席いただき、ご指導をお願いしたいと思います。

事務局の出席者は局長以下6名となっております。

今回は、認定新規就農者との意見交換のため、あえて、テーマを設けず、真の意見・課題等を取りまとめていく形をとります。

そのため、意見交換会では、初めに園芸・果樹・養蚕部門、花卉部門、畜産部門、普通作部門等の専門部門ごとに分かれて分散会を行います。

その後、専門部門ごとの意見・課題等を全体会で取りまとめまして、薩摩川内市長への本市農業委員会の意見といたします。

以上、説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しましたが、この件について
ご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

梶原主幹 2点ほど事務局のほうからお知らせいたします。
まず1点目です。

御手元に黄色い封筒があると思うのですがこれが令和6年の鹿児島県大会の資料でございます。

中止になりましたので、先ほどの申合せ決議案も入っておりますが、それ以外の事例発表等の中身が入っておりますので、入られましたらお目通し頂ければと思っております。またいろ

いろチラシ等も入っておりますので御参考にしてください。

また営農型太陽光のことにつきまして長沼のほうから話をお願いします。

長沼職員

事務局職員の長沼です。営農型太陽光について現状のほうを説明させていただきます。

まず、令和５年度に１５件、令和６年度に９件ですね営農型太陽光、補助一時転用の許可をしております。

令和５年度については、今年からですね蕎麦の作付けを始める予定です。

令和６年度については、令和７年からですね、営農を行う予定となっております。

ただ問題になっているのが、令和５年の１５件について、当初の営農の計画よりも進捗があまりにも悪い状況です。

そのため、事務局のほうでも、現地調査を行って、７月の２２日に転用実行者である■■■■■■■■■■のほうに、進捗が何で遅れているのかという質問を会長名で送らせてもらっているところです。

それに対して、先月８月９日付けで、■■■■■■■■■■のほうから回答がありました。

まず１番大事な営農なのですが、遅れてはいるのですが、９月７日までに、こうていして、９月の１０日から種まきを開始したい。

あと、営農型の太陽光発電施設については、作付けのスケジュールに間に合わせるように、随時、同時進行で太陽光発電施設を設置していくということで回答がありました。

それに合わせて我々事務局のほうも、同行を追跡していかないといけないものですから、９月９日と９月２０日の日に２４件、全ての現場を確認させていただきました。

確認したのですが、残念なことに、まず１番大事な営農については、１５件の許可分なのですが、１５件中、耕ていされている場所が０件でした。

ちょっともうあり得ない状況であります。

太陽光発電施設についても、当初８か所設置して７か所未設置個所だったのですけれども、変更がなかった状況でした。

それに対して、■■■■■■■■■■のほうに営業実行者のほうに一度回答をもらっているのに、７日までに耕ていしますよって言うっておきながら、何もしてないですねということで、何で遅れ

ているのかということで、今の質問を投げかけているところです。

ただ、一度回答はあったのですが、余りにも内容が失礼な話だと思っただけ簡単に書いてあったので、これでは分からないということで、もう一度回答書を修正するように言っております。やはり、太陽光の設置のほうも進捗率5割で変更なしで、耕作についても一か所も変えてないという、あり得ないような状態なものです。今後、回答書がなぜ遅れているのかという事について、事務局としても持っていく必要がかなりあると思っております。

また[]のほうから修正分について回答書が来ましたら、総会のほうで報告させていただきます。あともう1件、あつてはならないことが起きてしまっております。

木場委員は御存じだと思うのですが、ちょうど野下に上がる前のところに営農型が1か所あるのですが、あそこは農道と水路が通っており、下っていくようなところに営農型が設置されているのですが、実は大型の重機ショベルカーを入れて遊休農地を解消したものですから、市が管理する農道、コンクリート舗装されているのですが、コンクリートにひび・亀裂が入っていたりして、コンクリートも剥がれているような状況です。

大事な水路についても、水路の上をショベルカー通っているものですから、水路が傷だらけになったり、変形したりしているような状況です。

失礼な話なのですが、何を考えているのか分かりませんが、既存の水路も、遊休農地を解消するために出た土を既存の水路に入れているものですから、水路を潰している状態。

になっております。

やはり、こういう状態というのは普通の会社だったらあり得ないことです。いち早く解消してもらう必要がありますので、[]にすぐ連絡しまして、代表者、担当者、

設置業者、あわせて10月中に、早急に現場の立会いを行い、やはりこの農地は、水稻も耕作されているものですから、刈り入れが終わった段階で、11月末からにかけて、農道・水路のほうを復旧・修繕していくような形で、今後進めていきたいと思っております。

以上、報告でした。

ご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 それでは、全体的に何かございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 これをもちまして第18回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

西代理 皆さん、ご起立下さい。
一同礼。ご着席ください。

「閉 会」 【終了 14 : 30】